

令和8年度屋久島町不快害虫蔓延防止作業員（会計年度任用職員）募集要項

1 任用根拠及び募集人員並びに応募資格

（1）任用根拠：パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）

（2）募集人員：1名

（3）応募資格

①当町に住所を有する者又は任用前日までに転入予定者であること

②普通自動車の運転免許（A T限定可）を保有し、自動車の運転ができる者

③1トン車の運転ができること

④次のいずれかに該当する者は、応募できません。

ア. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ. 屋久島町の職員として懲戒処分の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

ウ. 反社会的勢力（暴力団等）の構成員である者又は反社会的勢力と密接な関係がある者

2 選考の方法及び内容

選考は第1次選考及び第2次選考とし、第2次選考は第1次選考の合格者にのみ行います。

①第1次選考（書類選考）

応募書類による選考を行い募集条件と合致した方のみ面接日時等を通知いたします。

②第2次選考（面接選考）

主として人物について、個別面接を行います。

3 第2次選考合格から任用まで

合格発表後に採用となった場合、指定された初日に「任用通知書」を交付し、勤務開始となります。

合格発表後、受験資格のないこと又は申込書・履歴書の記載事項が正しくないことが判明した場合または任命権者が不適当と認めた場合は合格を取り消すことがあります。

地方公務員法の規定に基づき、採用はすべて条件付とし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度職員として正式採用となります。

4 業務内容及び勤務場所等

（1）業務内容及び勤務場所

①業務内容

ア. ヤンバルトサカヤスデ生息地域拡大及び蔓延防止対策

イ. オキナワイチモンジハムシ生息地域拡大及び蔓延防止対策

ウ. ヤマビルに関する蔓延防止対策

エ. 薬剤在庫管理・業務報告書の作成等

オ. その他、課全般に関すること及び所属長が指示する事項

②勤務場所 屋久島町役場本庁又は役場各出張所及び役場関連施設

(2) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

年度を超えての更新はありませんが、任期ごとに面接や従前の勤務実績に基づく客観的な能力実証を行ったうえで、再度任用されることがあります。

(3) 勤務日等

就業日時	原則、毎週月曜日から金曜日までのうち、4日勤務 1日の勤務時間は、休憩時間を除き8時30分～17時15分 月の勤務日数16日 ※散布繁忙時期及びその他業務等のため休日出勤、時間外勤務を命じる場合があります。
代休	就業日又は就業時間外に従事した場合は、その従事した日数及び時間に応じて代休を取得することができます。
休憩時間	原則正午から午後1時まで。 ただし、状況により変更の場合有り。
勤務しない日	原則、毎週土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日。 ただし、状況により変更の場合有り。

(4) 給料（報酬）・手当等

報酬額は、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例に基づき、実務経験や職責等を考慮の上、決定します。（下記の報酬額は、令和8年1月現在の給料表に基づくものです。給与改定状況等により変動することがあります。）

日額：11,433円～

※その他、期末・勤勉手当、費用弁償、特殊勤務手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(5) 社会保険等

共済組合、厚生年金、雇用保険等に加入。公務災害補償制度等の適用あり。

(6) 休暇・特別休暇等

年次有給休暇他

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等あった場合には懲戒処分の対象となります。

兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている場合には、速やかに所属課に届け出てください。兼業の内容等によっては、服務規定に違反し、懲

戒处分又は分限処分の対象となる場合があります。

(8) その他

人事評価あり（2回／年度）

健康診断等受診及びストレスチェック受検必須

5 応募手続及び受付期間

屋久島町会計年度任用職員採用申込書は、役場本庁（生活環境課）及び各出張所に備え付けています。

詳しくは担当（生活環境課生活衛生係）へお問い合わせください。

(1) 提出書類

屋久島町会計年度任用職員採用申込書又は市販の履歴書

※履歴書には、申込日前3か月以内に撮影した上半身脱帽正面

（縦：4cm、横3cm）の写真を貼り付けること。

※直筆で記入すること。

※市販の履歴書で申し込む場合は、希望する職種を書面に記入してください。

(2) 提出先

〒891-4292 屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町役場生活環境課

生活衛生係 TEL 0997-43-5900（内線136）

※郵送で申し込むときは、封筒の表に「応募申込書在中」と朱書きしてください。

(3) 応募申込みの受付期間及び受付時間

受付期間 令和8年2月10日（火）から令和8年2月20日（金）必着とします。（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、担当へご連絡下さい。

(4) その他

提出された書類は、合否結果にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。

また、この募集は令和8年度予算が成立することを前提とした募集内容となっております。募集開始時点では令和8年度の予算は成立しておりません。今後の状況により、今般の募集内容が変更になる可能性があることをご了承のうえ、お申し込みください。